実地研修参加誓約書

[プロ技塾](wills 株式会社)御中

私は、貴社のプロ技塾実地研修を受講するにあたり、次の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1. 実地研修の注意事項等を厳守し、実地研修講師(以下、「講師」という)の指導に従い、誠実に実地研修に参加することとします。
- 2. 貴社の信用を傷つけ、又は名誉を毀損するような行動はいたしません。
- 3. 貴社への提出書面に虚偽の記載を一切いたしません。
- 4. 実地研修期間中、住所の異動その他、身上に重大な変動があった場合は直ちに貴社へ届け出ます。
- 5. 実地研修指定現場での行動に際しては、事前に、貴社から「安全作業に関する注意事項」の交付を受け、その記載事項の説明を受けて理解し、その内容を承諾した上で、以下の事項を厳守します。
 - (1)講師の指定する物件現場以外には立ち入らないこと
 - (2) 指定する物件現場を実地研修以外の目的に使用しないこと
 - (3) 指定する物件現場に第3者を立ち入らせないこと
 - (4) その他、貴社注意事項、講師の指示に服すること
- 6. 実地研修期間中に知り得た事項については、実地研修終了後も、貴社の書面による許可なく、第3者に開示・漏洩し、若しくは不正使用致しません。

また、貴社において実地研修期間中取り扱う書類、ノート、物件鍵情報、その他これに類する資料及びその情報、企業秘密資料の保管・鍵の管理については、以下の事項を厳守します。

- (1)講師の命令・指示に従うこと
- (2) 貴社の書面による許可なく第3者に譲渡・貸与し、若しくは自ら使用しないこと
- (3) 実地研修終了後は直ちに貴社に返還すること。(講師の許可を得た配布資料は除く)
- 7. 実地研修期間中に、私の故意または過失により私自身が損害を受けた場合は、貴社に補償を求めることなく自己の責任で対応いたします。
- 8. 実地研修期間中に、私の故意または過失により、貴社又は第三者に損害を与えた場合は、自己の責任で損害 賠償等の必要な対応を致します。
- 9. 実地研修期間中に発生した著作権、その他の成果物の所有権の一切は、貴社に原始的に帰属することを予め承諾します。
- 10. 本誓約書に定めなき事項については、講師の指示を仰ぎ、その指示に従います。
- 11. 万一、上記事項のいずれか一つにでも違反した場合、或いは貴社において私が実地研修参加者として不適当であると判断された場合には、実地研修期間 (年月日から年月日まで)中といえども即時実地研修を中止されても異議を唱えません。また、その場合は、法的措置(損害賠償、差止請求)等に服し、その際の実地研修費用に関する払い戻しは一切ないことを確認します。
- 12. 上記に関する紛争についての管轄は【さいたま地方裁判所川越支部】を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

することに合意します。		
13. 本誓約に定めのない事項及び本誓約書の運用、解釈に疑義が生じた場合は、法令または慣習に従い協議の		
上、誠意をもって解決することに同意します。		
		以ト
		->\ <u>-</u>
	実地研修受講者 氏名	ED
※20 歳未満の受講生は、次の欄も記入		
契約者との関係:		
保護者住所:		
保護者氏名(自署):	印	
(盾木什 wills供)が保		
(冰水水 WillStwy/) 体	(日、コピーので文明日が休日)	